

北大阪労働基準監督署 相談結果

2007. 9. 19

PAD人事G

■■■■ (記)

1. 日時: 2007年9月19日(木) 16:00~17:30
2. 場所: 北大阪労働基準監督署
3. 出席: ■■■次長、■■■次長、■■■■ (PAD人事G)
4. 内容: ①経過説明②判断基準の相談③手続きと流れの相談

<主なコメント>

- ・まず発症し、診断書の提出が大前提、診療内科の診断書はNG、精神科の診断書が必要
- ・会社は労災と認めたくないのであれば、申請書に社員であることの在籍証明はするも、押印なしの状態であれば良い。
(押印しても問題はないが、認めたと勘違いする人が多い)
- ・本人に対しては、押印をしないことの説明をすること。
- ・その際は、会社、本人の双方の意見書を別紙として提出して頂ければ良い。
- ・会社には、手続きを進めていく援助義務があるので、紛争を起こしたままで、個人に申請させることは避けてほしい。
- ・受付後は関係者(上司、産業医、主治医等)へヒアリングし、6ヶ月を目処に判断する。
- ・発病に起因する行為だけでなく、以降の業務上の負荷等も加えての判断となり、簡単には認定していない。認定率は低い。
- ・該当者の氏名を教えてください。(⇒事前に氏名をインプットできる)
- ・トラブルでお困りであれば、あっせん委員会機能があるので、活用下さい。



以上